

## ポスト凍結により発生した全学共通利用スペースについて

### 【経緯】

「東京学芸大学施設の有効活用に関する規定」が一部改正され、平成29年度からは退職者（定年退職、中途退職、任期満了等）の使用していたスペースを全学共通利用スペースに充てるものとし、新規採用者がある場合は、これを配分することとなったが、平成29年4月26日(水)の教育研究評議会において、後任補充の凍結が解除され新規採用者があった場合に、凍結前と同じ部屋を使用できるようにして欲しいと意見があった。

そこで、全学共通利用スペースの配分に当たって、教育・研究に支障が出ないように配分することを提案したい。

### (参考)

平成29年1月18日に役員会で承認された「第3期中期計画期間における経費削減・収入増加に向けた検討の基本方針」のなかで、人件費の削減のため、第3期中は、定年退職者及び中途退職者の後任補充については凍結とし、その間は任期付の特任教員又は非常勤講師のみを採用することができることとされ、平成29年度退職者から適用することになった。

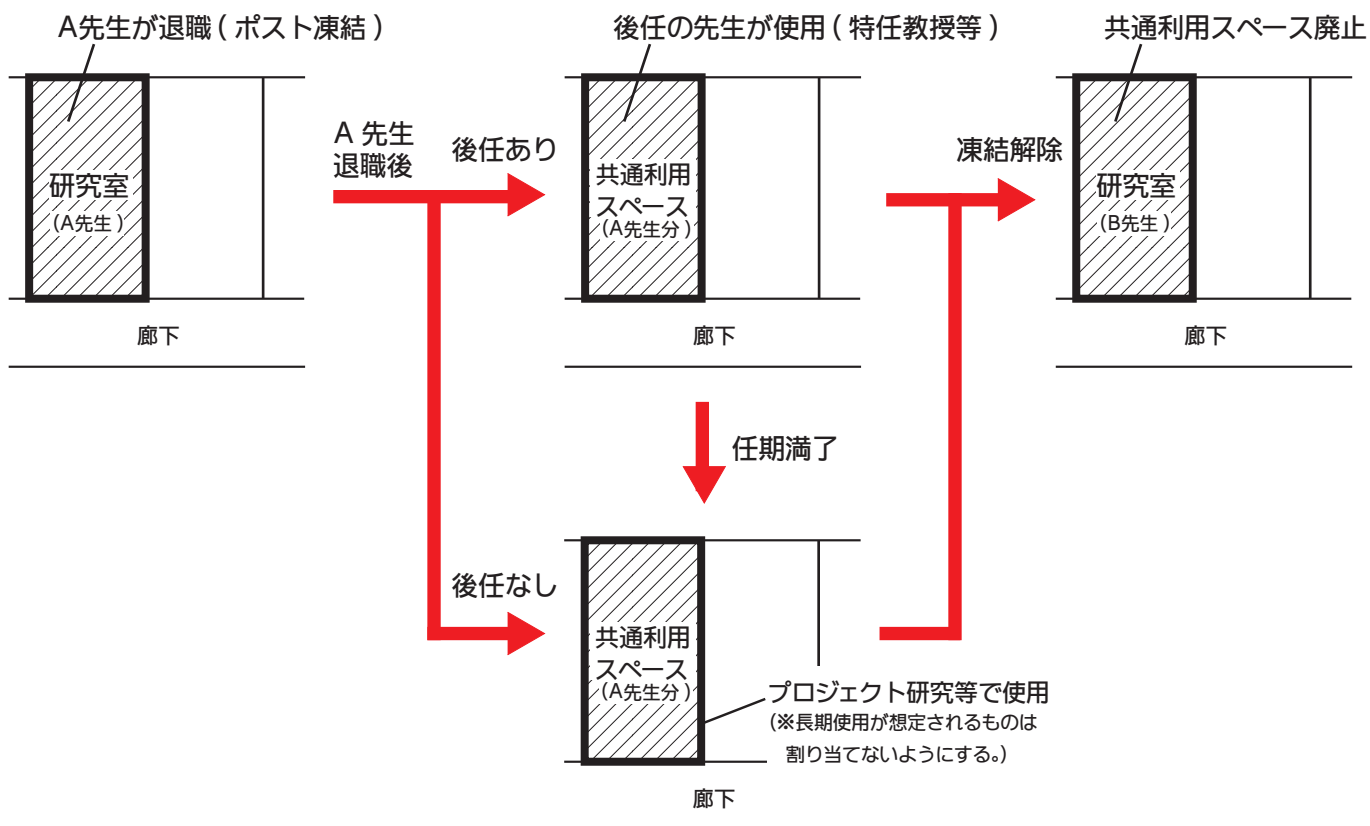
### 【審議事項】

ポスト凍結により発生した全学共通利用スペースについて、下記のとおり、教育・研究に支障が出ないように扱うこととしてよいか。

- ・ポスト凍結が解除された場合に対応できるよう、長期使用が想定されるものは割り当てないようにする。
- ・ポスト凍結により発生した全学共通利用スペースは、原則として他の部屋との入れ替えは行わない。

# 1. 退職教員が使用していた部屋の凍結解除への対応について

ポスト凍結が解除された場合に対応できるよう、長期使用が想定されるものは割り当てないようにする。



# 2. 退職教員が使用していた部屋の交換について

ポスト凍結により発生した全学共通利用スペースは、原則として他の部屋との入れ替えは行わない。

